

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立近代美術館の観覧料について、来館者数の安定的で持続的な拡大を図ることを目的として、新たに年間観覧料を設けるため、また、食品衛生法(昭和22年法律第233号)等の一部改正に伴い、必要な規定の整備等を行うため、滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 近代美術館の年間観覧料を新たに設けることとします。(別表第28関係)

○年間パスポート料金を新設

- ・個人(一般) : 2,400円
- ・小学校、中学校、中等教育学校(前期課程)の児童
もしくは生徒またはこれらに準ずる者 : 1,200円
- ・高等学校、中等教育学校(後期課程)もしくは大学の
生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者 : 1,600円

(2) 食品衛生法に基づく事務手数料について、必要な規定の整備を行うこととします。

(別表第34関係)

○「食品衛生法等の一部を改正する法律」により許可業種が見直されたことに伴い、許可業種34業種から32業種に見直すもの。(▲2業種)

- ・「喫茶店営業」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業」に変更(一部は飲食店営業に統合) —
- ・「あん類製造業」を「菓子製造業」に統合 ▲1業種
- ・「乳類販売業」を廃止(届出に変更) ▲1業種
- ・「魚肉ねり製品製造業」を「水産食品製造業」に変更 —
- ・「食品の冷凍又は冷蔵業」を「冷凍食品製造業」に変更 —
- ・「乳酸菌飲料製造業」を「乳処理業」または「清涼飲料水製造業」に統合 ▲1業種
- ・「冰雪販売業」を廃止(届出に変更) ▲1業種
- ・「マーガリン又はショートニング製造業」を「食用油脂製造業」に統合 ▲1業種
- ・「みそ類製造業」および「しょうゆ製造業」を「みそまたはしょうゆ製造業」に統合 ▲1業種
- ・「ソース類製造業」および「缶詰または瓶詰製造業」を「密封包装食品製造業」に統合 ▲1業種

- ・「液卵製造業」の新設 [許可申請手数料 23,100 円(継続営業 18,200 円) + 1 業種
- ・「複合型そうざい製造業」の新設 [許可申請手数料 27,100 円(継続営業 23,500 円) + 1 業種
- ・「複合型冷凍食品製造業」の新設 [許可申請手数料 27,100 円(継続営業 23,500 円) + 1 業種
- ・「漬物製造業」の新設 [許可申請手数料 14,700 円(継続営業 11,600 円) + 1 業種
- ・「食品の小分け業」の新設 [許可申請手数料 14,700 円(継続営業 11,600 円) + 1 業種

(3) 建築基準法に基づく事務手数料、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料および建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料について、床面積の大きさに応じ手数料の区分を細分化することとします。(別表第 43、別表第 68 および別表第 69 関係)

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正により、建築物エネルギー消費性能適合性判定の対象となる建築物が拡大されたことに伴い、手数料区分を細分化するもの。(床面積の合計300㎡以上2,000㎡未満を300㎡以上1,000㎡未満と1,000㎡以上2,000㎡未満に細分化)

	用途	評価手法	床面積の合計	
			300㎡～1,000㎡	1,000㎡～2,000㎡
建築基準法に基づく省エネ適合判定の完了検査に係る審査手数料			16,000円	26,000円
都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画認定の審査手数料	非住宅	モデル建物法以外 (評価書面の添付があれば20,000円)	292,000円	375,000円 (評価書面の添付があれば31,000円)
		モデル建物法 (評価書面の添付があれば20,000円)	116,000円	151,000円 (評価書面の添付があれば31,000円)
規定に基づくエネルギー消費性能の向上に関する法律の建築物のエネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料	工場等以外	モデル建物法以外	290,000円	373,000円
		モデル建物法	114,000円	149,000円
	工場等	モデル建物法以外	33,000円	45,000円
		モデル建物法	28,000円	40,000円
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の手数料	非住宅	モデル建物法以外 (評価書面の添付があれば18,000円)	290,000円	373,000円 (評価書面の添付があれば29,000円)
		モデル建物法 (評価書面の添付があれば18,000円)	114,000円	149,000円 (評価書面の添付があれば29,000円)
建築物のエネルギー消費性能の認定の申請に対する審査の手数料	非住宅	モデル建物法以外 (評価書面の添付があれば18,000円)	290,000円	373,000円 (評価書面の添付があれば29,000円)
		モデル建物法 (評価書面の添付があれば18,000円)	114,000円	149,000円 (評価書面の添付があれば29,000円)

- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務手数料について、地域連携薬局または専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査の手数料、医薬品、医薬部外品および化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の申請に対する審査の手数料等を新たに設けることとします。(別表第 53 関係)

○「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の改正による以下の新たな事務に係る手数料を新たに設けるもの。

- (1) 医療機関等と一定の連携を図る機能を有した薬局が「地域連携薬局」または「専門医療機関連携薬局」という名称表示を可能とする制度が設けられたことに伴い、これらの認定等にかかる手数料を新たに設けるもの。

- ・認定、更新 10,500 円 (新設)
- ・認定証の書換え 2,100 円 (新設)
- ・認定証の再交付 3,000 円 (新設)

- (2) 医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造業の許可について、製造所が登録を受けることにより許可を不要とする制度が設けられたため、登録等に係る手数料を新たに設けるもの。

- ・医薬品の保管のみを行う製造所に係る登録 38,000 円 (新設)
- ・医薬部外品、化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録 26,800 円 (新設)
- ・医薬品等の保管のみを行う製造所に係る登録の更新 20,300 円 (新設)
- ・保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え 2,100 円 (新設)
- ・保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付 3,000 円 (新設)
- ・保管のみを行う製造所に係る承認または製造開始時の調査 13,400 円 (新設)
- ・保管のみを行う製造所に係る 5 年ごとの調査 39,300 円と 300 円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額 (新設)

- (3) 医薬品等の製造業者が製造所ごと・製造工程の区分ごとに製造管理・品質管理の基準に適合していることの確認(3年ごと)を受けることにより、製造販売業者が承認品目ごとの定期調査(5年ごと)を省略できるようになることに伴い、確認に係る手数料等を新たに設けるもの。

- ・無菌医薬品等の製造 104,100 円と 2,100 円に調査する品目数を乗じて得た金額と 10,000 円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額 (新設)
- ・一般医薬品等の製造 73,000 円と 1,000 円に調査する品目数を乗じて得た金額と 10,000 円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額 (新設)
- ・医薬品等の包装・表示・保管等 39,300 円と 300 円に調査する品目数を乗じて得た金額と 10,000 円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額 (新設)
- ・基準確認証の書換え 2,100 円 (新設)
- ・基準確認証の再交付 3,000 円 (新設)

(4) 医薬品等の製造方法等、医薬品等の品質に係る承認事項について、変更計画に基づく変更を行う制度が追加されたことに伴い、基準に適合していることの確認に係る手数料を新たに設けるもの。

- ・ 無菌医薬品等の確認（包装・表示・保管等に係る製造工程を除く） 48,800 円（新設）
- ・ 一般医薬品等の確認（包装・表示・保管等に係る製造工程を除く） 28,800 円（新設）
- ・ 医薬品等の包装・表示・保管等に係る製造工程の確認 13,400 円（新設）

(5) その他

ア この条例は、次の(ア)から(オ)までに掲げる区分に応じ、当該(ア)から(オ)までに定める日から施行することとします。

(ア) ウの規定 公布の日

(イ) (3)およびイの一部の規定 令和3年4月1日

(ウ) (2)の規定 令和3年6月1日

(エ) (4)およびイの一部の規定 令和3年8月1日

(オ) (1)およびイの一部の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

ウ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表

旧	新										
<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1から別表第27まで 省略</p> <p>別表第28</p> <p style="padding-left: 20px;">近代美術館観覧料、特別観覧料および使用料</p> <p>1 省略</p> <p>(新設)</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>別表第28の2から別表第33まで 省略</p>	<p>本則および付則 省略</p> <p>別表第1から別表第27まで 省略</p> <p>別表第28</p> <p style="padding-left: 20px;">近代美術館観覧料、特別観覧料および使用料</p> <p>1 省略</p> <p>2 年間観覧料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">常設展および企画展</td> <td>小学校、中学校、中等教育学校 (前期課程に限る。)の児童も しくは生徒またはこれらに準ず る者</td> <td style="text-align: right;">1人1年につき 1,200</td> </tr> <tr> <td>高等学校、中等教育学校(後期 課程に限る。)もしくは大学の 生徒もしくは学生またはこれら に準ずる者</td> <td style="text-align: right;">同 1,600</td> </tr> <tr> <td>その他の者</td> <td style="text-align: right;">同 2,400</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>別表第28の2から別表第33まで 省略</p>		区分	金額	常設展および企画展	小学校、中学校、中等教育学校 (前期課程に限る。)の児童も しくは生徒またはこれらに準ず る者	1人1年につき 1,200	高等学校、中等教育学校(後期 課程に限る。)もしくは大学の 生徒もしくは学生またはこれら に準ずる者	同 1,600	その他の者	同 2,400
	区分	金額									
常設展および企画展	小学校、中学校、中等教育学校 (前期課程に限る。)の児童も しくは生徒またはこれらに準ず る者	1人1年につき 1,200									
	高等学校、中等教育学校(後期 課程に限る。)もしくは大学の 生徒もしくは学生またはこれら に準ずる者	同 1,600									
	その他の者	同 2,400									

別表第34

区分	金額
(1)および(2) 省略	
(3) 法第52条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査の手数料	
ア 食品衛生法施行令（昭和28年政令第29号。以下この表において「政令」という。）第35条第1号に規定する飲食店営業の許可の申請に係る審査	16,800円（継続営業の場合にあつては、13,200円）
イ 政令第35条第2号に規定する喫茶店営業の許可の申請に係る審査	10,100円（継続営業の場合にあつては、8,000円）
ウ 政令第35条第3号に規定する菓子製造業の許可の申請に係る審査	14,700円（継続営業の場合にあつては、11,600円）
エ 政令第35条第4号に規定するあん類製造業の許可の申請に係る審査	14,700円（継続営業の場合にあつては、11,600円）
オ 政令第35条第5号に規定するアイスクリーム類製造業の許可の申請に係る審査	14,700円（継続営業の場合にあつては、11,600円）
カ 政令第35条第6号に規定する乳処理業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）
キ 政令第35条第7号に規定する特別牛	23,100円（継続営業の場合に

別表第34

区分	金額
(1)および(2) 省略	
(3) 法第55条第1項の規定に基づく営業の許可の申請に対する審査の手数料	
ア 食品衛生法施行令（昭和28年政令第29号。以下この表において「政令」という。）第35条第1号に規定する飲食店営業の許可の申請に係る審査	16,800円（継続営業の場合にあつては、13,200円）
イ 政令第35条第2号に規定する調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に係る審査	10,100円（継続営業の場合にあつては、8,000円）
ウ 政令第35条第3号に規定する食肉販売業の許可の申請に係る審査	10,100円（継続営業の場合にあつては、8,000円）
エ 政令第35条第4号に規定する魚介類販売業の許可の申請に係る審査	10,100円（継続営業の場合にあつては、8,000円）
オ 政令第35条第5号に規定する魚介類競り売り営業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）
カ 政令第35条第6号に規定する集乳業の許可の申請に係る審査	10,100円（継続営業の場合にあつては、8,000円）
キ 政令第35条第7号に規定する乳処理	23,100円（継続営業の場合に

乳搾取処理業の許可の申請に係る審査	あつては、18,200円)
ク 政令第35条第8号に規定する乳製品製造業の許可の申請に係る審査	23,100円 (継続営業の場合にあつては、18,200円)
ケ 政令第35条第9号に規定する集乳業の許可の申請に係る審査	10,100円 (継続営業の場合にあつては、8,000円)
コ 政令第35条第10号に規定する乳類販売業の許可の申請に係る審査	10,100円 (継続営業の場合にあつては、8,000円)
サ 政令第35条第11号に規定する食肉処理業の許可の申請に係る審査	23,100円 (継続営業の場合にあつては、18,200円)
シ 政令第35条第12号に規定する食肉販売業の許可の申請に係る審査	10,100円 (継続営業の場合にあつては、8,000円)
ス 政令第35条第13号に規定する食肉製品製造業の許可の申請に係る審査	23,100円 (継続営業の場合にあつては、18,200円)
セ 政令第35条第14号に規定する魚介類販売業の許可の申請に係る審査	10,100円 (継続営業の場合にあつては、8,000円)
ソ 政令第35条第15号に規定する魚介類せり売営業の許可の申請に係る審査	23,100円 (継続営業の場合にあつては、18,200円)
タ 政令第35条第16号に規定する魚肉ねり製品製造業の許可の申請に係る審査	16,800円 (継続営業の場合にあつては、13,200円)
チ 政令第35条第17号に規定する食品の冷凍または冷蔵業の許可の申請に係る審査	23,100円 (継続営業の場合にあつては、18,200円)

業の許可の申請に係る審査	あつては、18,200円)
ク 政令第35条第8号に規定する特別牛乳搾取処理業の許可の申請に係る審査	23,100円 (継続営業の場合にあつては、18,200円)
ケ 政令第35条第9号に規定する食肉処理業の許可の申請に係る審査	23,100円 (継続営業の場合にあつては、18,200円)
コ 政令第35条第10号に規定する食品の放射線照射業の許可の申請に係る審査	23,100円 (継続営業の場合にあつては、18,200円)
サ 政令第35条第11号に規定する菓子製造業の許可の申請に係る審査	14,700円 (継続営業の場合にあつては、11,600円)
シ 政令第35条第12号に規定するアイスクリーム類製造業の許可の申請に係る審査	14,700円 (継続営業の場合にあつては、11,600円)
ス 政令第35条第13号に規定する乳製品製造業の許可の申請に係る審査	23,100円 (継続営業の場合にあつては、18,200円)
セ 政令第35条第14号に規定する清涼飲料水製造業の許可の申請に係る審査	23,100円 (継続営業の場合にあつては、18,200円)
ソ 政令第35条第15号に規定する食肉製品製造業の許可の申請に係る審査	23,100円 (継続営業の場合にあつては、18,200円)
タ 政令第35条第16号に規定する水産製品製造業の許可の申請に係る審査	16,800円 (継続営業の場合にあつては、13,200円)
チ 政令第35条第17号に規定する冰雪製造業の許可の申請に係る審査	23,100円 (継続営業の場合にあつては、18,200円)

ソ 政令第35条第18号に規定する <u>食品の放射線照射業</u> の許可の申請に係る審査	23,100円 (継続営業の場合にあつては、 <u>18,200円</u>)
テ 政令第35条第19号に規定する <u>清涼飲料水製造業</u> の許可の申請に係る審査	23,100円 (継続営業の場合にあつては、 <u>18,200円</u>)
ト 政令第35条第20号に規定する <u>乳酸菌飲料製造業</u> の許可の申請に係る審査	<u>14,700円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>11,600円</u>)
ナ 政令第35条第21号に規定する <u>冰雪製造業</u> の許可の申請に係る審査	<u>23,100円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>18,200円</u>)
ニ 政令第35条第22号に規定する <u>冰雪販売業</u> の許可の申請に係る審査	<u>14,700円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>11,600円</u>)
ヌ 政令第35条第23号に規定する <u>食用油脂製造業</u> の許可の申請に係る審査	<u>23,100円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>18,200円</u>)
ネ 政令第35条第24号に規定する <u>マーガリンまたはショートニング製造業</u> の許可の申請に係る審査	<u>23,100円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>18,200円</u>)
ノ 政令第35条第25号に規定する <u>みそ製造業</u> の許可の申請に係る審査	<u>16,800円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>13,200円</u>)
ハ 政令第35条第26号に規定する <u>醤油製造業</u> の許可の申請に係る審査	<u>16,800円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>13,200円</u>)
ヒ 政令第35条第27号に規定する <u>ソース類製造業</u> の許可の申請に係る審査	<u>16,800円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>13,200円</u>)

ソ 政令第35条第18号に規定する <u>液卵製造業</u> の許可の申請に係る審査	23,100円 (継続営業の場合にあつては、 <u>18,200円</u>)
テ 政令第35条第19号に規定する <u>食用油脂製造業</u> の許可の申請に係る審査	23,100円 (継続営業の場合にあつては、 <u>18,200円</u>)
ト 政令第35条第20号に規定する <u>みそまたはしょうゆ製造業</u> の許可の申請に係る審査	<u>16,800円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>13,200円</u>)
ナ 政令第35条第21号に規定する <u>酒類製造業</u> の許可の申請に係る審査	<u>16,800円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>13,200円</u>)
ニ 政令第35条第22号に規定する <u>豆腐製造業</u> の許可の申請に係る審査	<u>14,700円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>11,600円</u>)
ヌ 政令第35条第23号に規定する <u>納豆製造業</u> の許可の申請に係る審査	<u>14,700円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>11,600円</u>)
ネ 政令第35条第24号に規定する <u>麺類製造業</u> の許可の申請に係る審査	<u>14,700円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>11,600円</u>)
ノ 政令第35条第25号に規定する <u>そうざい製造業</u> の許可の申請に係る審査	<u>23,100円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>18,200円</u>)
ハ 政令第35条第26号に規定する <u>複合型そうざい製造業</u> の許可の申請に係る審査	<u>27,100円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>23,500円</u>)
ヒ 政令第35条第27号に規定する <u>冷凍食品製造業</u> の許可の申請に係る審査	<u>23,100円</u> (継続営業の場合にあつては、 <u>18,200円</u>)

フ 政令第35条第28号に規定する酒類製造業の許可の申請に係る審査	16,800円（継続営業の場合にあつては、13,200円）
ヘ 政令第35条第29号に規定する豆腐製造業の許可の申請に係る審査	14,700円（継続営業の場合にあつては、11,600円）
ホ 政令第35条第30号に規定する納豆製造業の許可の申請に係る審査	14,700円（継続営業の場合にあつては、11,600円）
マ 政令第35条第31号に規定するめん類製造業の許可の申請に係る審査	14,700円（継続営業の場合にあつては、11,600円）
ミ 政令第35条第32号に規定するそうざい製造業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）
ム 政令第35条第33号に規定する缶詰または瓶詰食品製造業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）
メ 政令第35条第34号に規定する添加物製造業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）

注1 (3)の項に掲げる許可の申請をしようとする者が同項の営業を営む者から当該営業を譲り受けた者である場合における手数料の額は、同項に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ継続営業の場合の手数料の金額と同一の金額とする。

注2 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。

別表第35から別表第42まで 省略
別表第43

建築基準法に基づく事務手数料

フ 政令第35条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業の許可の申請に係る審査	27,100円（継続営業の場合にあつては、23,500円）
ヘ 政令第35条第29号に規定する漬物製造業の許可の申請に係る審査	14,700円（継続営業の場合にあつては、11,600円）
ホ 政令第35条第30号に規定する密封包装食品製造業の許可の申請に係る審査	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円）
マ 政令第35条第31号に規定する食品の小分け業の許可の申請に係る審査	14,700円（継続営業の場合にあつては、11,600円）
ミ 政令第35条第32号に規定する添加物製造業の許可の申請に係る審査 (削除)	23,100円（継続営業の場合にあつては、18,200円） (削除)
	(削除)

注1 (3)の項に掲げる許可の申請をしようとする者が同項の営業を営む者から当該営業を譲り受けた者である場合における手数料の額は、同項に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ継続営業の場合の手数料の金額と同一の金額とする。

注2 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。

別表第35から別表第42まで 省略
別表第43

建築基準法に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 省略	
(2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 ア イに掲げる場合以外の場合 (ア)から(コ)まで 省略 イ 当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第8項(同法第25条第1項もしくは第30条第8項(同法第31条第2項において準用する場合を含む。))または都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第10条第9項もしくは第54条第8項の規定により適用される場合を含む。(3)の項イにおいて同じ。)の規定に基づく法第6条第1項もしくは第6条の2第1項または建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第9項の規定に基づく法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物である場合	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(ア)から(キ)までに掲げる当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から(キ)までに定める金額を加算した金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,200円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル

区分	金額
(1) 省略	
(2) (3)の項に規定する建築物以外の建築物に関する法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請または法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査の手数料 ア イに掲げる場合以外の場合 (ア)から(コ)まで 省略 イ 当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第8項(同法第25条第1項もしくは第35条第8項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。))または都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第10条第9項もしくは第54条第8項の規定により適用される場合を含む。(3)の項イにおいて同じ。)の規定に基づく法第6条第1項もしくは第6条の2第1項または建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第9項の規定に基づく法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物である場合	アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(ア)から(ク)までに掲げる当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から(ク)までに定める金額を加算した金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,200円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル

未満のもの 26,000
円

(ウ) 床面積の合計が
2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満のもの 7
9,000円

(エ) 床面積の合計が
5,000平方メートル
以上10,000平方メー
トル未満のもの 12
4,000円

(オ) 床面積の合計が1
0,000平方メートル
以上25,000平方メー
トル未満のもの 15
7,000円

(カ) 床面積の合計が2

未満のもの 16,000
円

(ウ) 床面積の合計が
1,000平方メートル
以上2,000平方メー
トル未満のもの 2
6,000円

(エ) 床面積の合計が
2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満のもの 7
9,000円

(オ) 床面積の合計が
5,000平方メートル
以上10,000平方メー
トル未満のもの 12
4,000円

(カ) 床面積の合計が1
0,000平方メートル
以上25,000平方メー
トル未満のもの 15
7,000円

(キ) 床面積の合計が2

	<u>5,000平方メートル</u> <u>以上50,000平方メー</u> <u>トル未満のもの 19</u> <u>6,000円</u> (キ) <u>床面積の合計が5</u> <u>0,000平方メートル</u> <u>以上のもの 275,00</u> <u>0円</u>
(3)から(49)まで 省略	

	<u>5,000平方メートル</u> <u>以上50,000平方メー</u> <u>トル未満のもの 19</u> <u>6,000円</u> (ク) <u>床面積の合計が5</u> <u>0,000平方メートル</u> <u>以上のもの 275,00</u> <u>0円</u>
(3)から(49)まで 省略	

注 省略

別表第44から別表第52まで 省略

別表第53

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1)および(2) 省略	
(新設)	
(新設)	

注 省略

別表第44から別表第52まで 省略

別表第53

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1)および(2) 省略	
(2)の2 <u>法第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査の手数料</u>	<u>10,500円</u>
(2)の3 <u>法第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査の手数料</u>	<u>10,500円</u>

(新設)	
(新設)	
(3)から(9)まで 省略	
(10) 法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業または貸与業の許可の更新の申請に対する審査の手数料	10,500円
(10)の2 省略	
(10)の3 法第40条の5第4項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料	10,500円
(10)の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この表において「政令」という。)第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付の手数料	2,100円
(10)の5 政令第1条の6第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付の手数料	3,000円

(2)の4 法第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査の手数料	10,500円
(2)の5 法第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査の手数料	10,500円
(3)から(9)まで 省略	
(10) 法第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業または貸与業の許可の更新の申請に対する審査の手数料	10,500円
(10)の2 省略	
(10)の3 法第40条の5第6項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査の手数料	10,500円
(10)の4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この表において「政令」という。)第2条の3第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付の手数料	2,100円
(10)の5 政令第2条の4第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付の手数料	3,000円

(新設)		(10)の6 政令第2条の8第1項の規定に基づく <u>地域連携薬局または専門医療機関連携薬局の認定証の書換え交付の手数料</u>	2,100円
(新設)		(10)の7 政令第2条の9第1項の規定に基づく <u>地域連携薬局または専門医療機関連携薬局の認定証の再交付の手数料</u>	3,000円
(11)から(14)の2まで 省略		(11)から(14)の2まで 省略	
(新設)		(14)の2の2 政令第16条の4第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造工程のうち保管（法第13条の2の2第1項に規定する保管をいう。（19)の項を除き、以下の表において同じ。）のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付の手数料	2,100円
(新設)		(14)の2の3 政令第16条の5第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付の手数料	3,000円

(新設)		(14)の2の4 政令第26条の6第6項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造工程に係る基準確認証の書換え交付の手数料	2,100円
(新設)		(14)の2の5 政令第26条の7第7項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造工程に係る基準確認証の再交付の手数料	3,000円
(14)の3から(18)まで 省略		(14)の3から(18)まで 省略	
(19) 政令第80条第1項第2号または第2項第3号の規定に基づく法第13条第1項に規定する製造業の許可の申請に対する審査の手数料 ア 無菌医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この表において「規則」という。）第26条第1項第3号に規定する無菌医薬品をいう。以下この表において同じ。）の製造業に係る許可である場合（エに掲げる場合を除く。） イ 一般医薬品（規則第26条第1項第1号から第3号までに掲げる医薬品以外の医薬品をいう。以下この表において同じ。）の製造業	90,000円 85,800円	(19) 政令第80条第1第2号または第2項第3号の規定に基づく法第13条第1項に規定する製造業の許可の申請に対する審査の手数料 ア 無菌医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この表において「規則」という。）第25条第1項第3号に規定する無菌医薬品をいう。以下この表において同じ。）の製造業に係る許可である場合（エに掲げる場合を除く。） イ 一般医薬品（規則第25条第1項第1号から第3号までに掲げる医薬品以外の医薬品をいう。以下この表において同じ。）の製造業	90,000円 85,800円

に係る許可である場合（ウおよびエに掲げる場合を除く。） ウおよびエ 省略 オ 無菌医薬部外品（規則第26条第2項第1号に規定する無菌医薬部外品をいう。以下この表において同じ。）の製造業に係る許可である場合（キに掲げる場合を除く。） カからケまで 省略	85,500円	に係る許可である場合（ウおよびエに掲げる場合を除く。） ウおよびエ 省略 オ 無菌医薬部外品（規則第25条第2項第1号に規定する無菌医薬部外品をいう。以下この表において同じ。）の製造業に係る許可である場合（キに掲げる場合を除く。） カからケまで 省略	85,500円
(20) 省略		(20) 省略	
(21) 政令第80条第2項第3号の規定に基づく法第13条第6項に規定する許可の区分の変更または追加の許可の申請に対する審査の手数料 アからクまで 省略		(21) 政令第80条第2項第3号の規定に基づく法第13条第8項に規定する許可の区分の変更または追加の許可の申請に対する審査の手数料 アからクまで 省略	
(新設)		(21)の2 政令第80条第2項第3号の規定に基づく法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行う製造所に係る登録の申請に対する審査の手数料 ア 医薬品の製造所に係る登録である場合 イ 医薬部外品の製造所に係る登録である場合 ウ 化粧品製造所に係る登録である場合	38,000円 26,800円 26,800円
(新設)		(21)の3 政令第80条第2項第3号の規定に基	

		<u>づく法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請に対する審査の手数料</u> <u>ア 医薬品の製造所に係る登録の更新である場合</u> <u>イ 医薬部外品の製造所に係る登録の更新である場合</u> <u>ウ 化粧品製造所に係る登録の更新である場合</u>	 20,300円 20,300円 20,300円
(22) 省略		(22) 省略	
(23) 政令第80条第1項第1号または第2項第5号の規定に基づく <u>法第14条第13項</u> に規定する製造販売の承認を受けた事項の変更の承認の申請に対する審査の手数料 アからウまで 省略		(23) 政令第80条第1項第1号または第2項第5号の規定に基づく <u>法第14条第15項</u> に規定する製造販売の承認を受けた事項の変更の承認の申請に対する審査の手数料 アからウまで 省略	
(24) 政令第80条第2項第7号の規定に基づく <u>法第14条第7項 (同条第13項において準用する場合を含む。)</u> または第80条第1項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る承認または製造開始時の調査の手数料 ア 製造所において行う製造管理または品質管理に係る調査である場合 (7) 無菌医薬品に係る調査であるとき (ウ)	48,800円	(24) 政令第80条第2項第7号の規定に基づく <u>法第14条第7項 (同条第15項において準用する場合を含む。)</u> または第80条第1項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る承認または製造開始時の調査の手数料 ア 製造所において行う製造管理または品質管理に係る調査である場合 (7) 無菌医薬品に係る調査であるとき (ウ)	48,800円

17

	に掲げるときを除く。)			または(エ)に掲げるときを除く。)	
	(イ) 一般医薬品に係る調査であるとき(ウ)に掲げるときを除く。)	28,800円		(イ) 一般医薬品に係る調査であるとき(ウ)または(エ)に掲げるときを除く。)	28,800円
	(ウ) 医薬品包装等製造業を行う者の当該製造工程の無菌医薬品または一般医薬品に係る調査であるとき。	13,400円		(ウ) 医薬品包装等製造業を行う者(エ)に規定する者を除く。以下この表において同じ。)の当該製造工程の無菌医薬品または一般医薬品に係る調査であるとき。	13,400円
(新設)				(エ) 医薬品の製造所に係る法第13条の2の2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の無菌医薬品または一般医薬品に係る調査であるとき。	13,400円
	(エ) 無菌医薬部外品に係る調査であるとき(カ)に掲げるときを除く。)	48,800円		(オ) 無菌医薬部外品に係る調査であるとき(キ)または(ク)に掲げるときを除く。)	48,800円
	(オ) 一般医薬部外品に係る調査であるとき(カ)に掲げるときを除く。)	28,800円		(カ) 一般医薬部外品に係る調査であるとき(キ)または(ク)に掲げるときを除く。)	28,800円
	(カ) 医薬部外品包装等製造業を行う者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。	13,400円		(キ) 医薬部外品包装等製造業を行う者(ク)に規定する者を除く。以下この表において同じ。)の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。	13,400円
(新設)				(ク) 医薬部外品の製造所に係る法第13条の2の2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。	13,400円

イ 製造所以外の施設において行う無菌医薬品、一般医薬品または医薬部外品の試験検査に係る調査である場合

13,400円

イ 製造所以外の施設において行う無菌医薬品、一般医薬品または医薬部外品の試験検査に係る調査である場合

(7) 無菌医薬品または一般医薬品の試験検査に係る調査であるとき。

13,400円

(イ) 医薬部外品の試験検査に係る調査であるとき。

13,400円

(25) 政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条第7項または第80条第1項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る5年ごとの調査の手数料

ア 製造所において行う製造管理または品質管理に係る調査である場合

(7) 無菌医薬品に係る調査であるとき((ウ)に掲げるときを除く。)

104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額

(イ) 一般医薬品に係る調査であるとき((ウ)に掲げるときを除く。)

73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額

(ウ) 医薬品包装等製造業を行う者の当該製造工程の無菌医薬品または一般医薬品に係る調査であるとき。

39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額

(新設)

(25) 政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条第7項または第80条第1項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る5年ごとの調査の手数料

ア 製造所において行う製造管理または品質管理に係る調査である場合

(7) 無菌医薬品に係る調査であるとき((ウ)または(エ)に掲げるときを除く。)

104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額

(イ) 一般医薬品に係る調査であるとき((ウ)または(エ)に掲げるときを除く。)

73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額

(ウ) 医薬品包装等製造業を行う者の当該製造工程の無菌医薬品または一般医薬品に係る調査であるとき。

39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額

(エ) 医薬品の製造所に係る法第13条の2の

39,300円と300円に調査

(エ) 無菌医薬部外品に係る調査であるとき (カ)に掲げるときを除く。)	104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額	<u>2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の無菌医薬品または一般医薬品に係る調査であるとき。</u>	する品目数を乗じて得た金額との合計額
(オ) 一般医薬部外品に係る調査であるとき (カ)に掲げるときを除く。)	73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額	(オ) 無菌医薬部外品に係る調査であるとき (キ)または(ク)に掲げるときを除く。)	104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額
(カ) 医薬部外品包装等製造業を行う者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。 (新設)	39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額	(カ) 一般医薬部外品に係る調査であるとき (キ)または(ク)に掲げるときを除く。)	73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額
イ 製造所以外の施設において行う無菌医薬品、一般医薬品または医薬部外品の試験検査に係る調査である場合	39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額	(キ) 医薬部外品包装等製造業を行う者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。 (ク) 医薬部外品の製造所に係る法第13条の	39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額
		<u>2の2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。</u>	する品目数を乗じて得た金額との合計額
		イ 製造所以外の施設において行う無菌医薬品、一般医薬品または医薬部外品の試験検査に係る調査である場合	
		(7) 無菌医薬品または一般医薬品の試験検査に係る調査であるとき。	39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額
		(イ) 医薬部外品の試験検査に係る調査であ	39,300円と300円に調査

(新設)

るとき。

する品目数を乗じて得た金額との合計額

(25)の2 政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条の2第1項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る確認(以下この項において「確認」という。)の手数料

ア 確認に係る製造工程が無菌医薬品の製造工程である場合(ウに掲げる場合を除く。)

(ア) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令(令和 年 月 日 厚生労働省令第 号。以下この表において「製造工程区分省令」という。)第2条第3号イに掲げる区分であるとき。

104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額

(イ) 製造工程区分省令第2条第3号ロに掲げる区分であるとき。

104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額

(ウ) 製造工程区分省令第2条第3号ハに掲げる区分であるとき。

104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じ

	て得た金額と10,000円 に調査する品目の製造 販売業者数を乗じて得 た金額との合計額
<u>イ 確認に係る製造工程が一般医薬品の製造 工程である場合（ウに掲げる場合を除く。）</u>	
<u>(7) 製造工程区分省令第2条第4号イに掲 げる区分であるとき。</u>	73,000円と1,000円に調 査する品目数を乗じて 得た金額と10,000円に 調査する品目の製造販 売業者数を乗じて得た 金額との合計額
<u>(イ) 製造工程区分省令第2条第4号ロに掲 げる区分であるとき。</u>	73,000円と1,000円に調 査する品目数を乗じて 得た金額と10,000円に 調査する品目の製造販 売業者数を乗じて得た 金額との合計額
<u>(ウ) 製造工程区分省令第2条第4号ハに掲 げる区分であるとき。</u>	73,000円と1,000円に調 査する品目数を乗じて 得た金額と10,000円に 調査する品目の製造販 売業者数を乗じて得た

	金額との合計額
(エ) <u>製造工程区分省令第2条第4号ニに掲げる区分であるとき。</u>	73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額
(オ) <u>製造工程区分省令第2条第4号ホに掲げる区分であるとき。</u>	73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額
(カ) <u>製造工程区分省令第2条第4号ヘに掲げる区分であるとき。</u>	73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額
ウ <u>確認に係る製造工程が無菌医薬品または一般医薬品の製造工程である場合</u>	
(7) <u>製造工程区分省令第2条第5号に掲げる区分であるとき。</u>	39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得

た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額

(イ) 製造工程区分省令第2条第6号に掲げる区分であるとき。

39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額

エ 確認に係る製造工程が無菌医薬部外品の製造工程である場合（カに掲げる場合を除く。）

(ア) 製造工程区分省令第2条第3号イに掲げる区分であるとき。

104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額

(イ) 製造工程区分省令第2条第3号ロに掲げる区分であるとき。

104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造

	販売業者数を乗じて得た金額との合計額
(ウ) <u>製造工程区分省令第2条第3号ハに掲げる区分であるとき。</u>	104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額
オ <u>確認に係る製造工程が一般医薬部外品の製造工程である場合（カに掲げる場合を除く。）</u>	
(7) <u>製造工程区分省令第2条第4号イに掲げる区分であるとき。</u>	73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額
(イ) <u>製造工程区分省令第2条第4号ロに掲げる区分であるとき。</u>	73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額

(ウ) <u>製造工程区分省令第2条第4号ハに掲げる区分であるとき。</u>	73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額
(エ) <u>製造工程区分省令第2条第4号ニに掲げる区分であるとき。</u>	73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額
(オ) <u>製造工程区分省令第2条第4号ホに掲げる区分であるとき。</u>	73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額
(カ) <u>製造工程区分省令第2条第4号ヘに掲げる区分であるとき。</u>	73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た

		金額との合計額
	カ 確認に係る製造工程が無菌医薬部外品または一般医薬部外品の製造工程である場合	
	(7) 製造工程区分省令第2条第5号に掲げる区分であるとき。	39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額
	(1) 製造工程区分省令第2条第6号に掲げる区分であるとき。	39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額
(新設)	(25)の2の2 政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条の7の2第3項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る確認(以下この項において「確認」という。)の手数料	
	ア 確認に係る調査が製造所において行う製造管理または品質管理に係るものである場合	
	(7) 無菌医薬品に係る調査であるとき(ウ)	48,800円

または(エ)に掲げるときを除く。)	
(イ) 一般医薬品に係る調査であるとき(ウ) または(エ)に掲げるときを除く。)	28,800円
(ウ) 医薬品包装等製造業を行う者の当該製造工程の無菌医薬品または一般医薬品に係る調査であるとき。	13,400円
(エ) 医薬品の製造所に係る法第13条の2の2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の無菌医薬品または一般医薬品に係る調査であるとき。	13,400円
(オ) 無菌医薬部外品に係る調査であるとき(キ)または(ク)に掲げるときを除く。)	48,800円
(カ) 一般医薬部外品に係る調査であるとき(キ)または(ク)に掲げるときを除く。)	28,800円
(キ) 医薬部外品包装等製造業を行う者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。	13,400円
(ク) 医薬部外品の製造所に係る法第13条の2の2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の無菌医薬部外品または一般医薬部外品に係る調査であるとき。	13,400円
イ 確認に係る調査が製造所以外の施設において行う無菌医薬品、一般医薬品または医薬	

(25)の2 省略	
(25)の3から(27)まで 省略	
(28) 政令第80条第3項第4号の規定に基づく 法第40条の2第5項に規定する修理区分の変 更または追加の許可の申請に対する審査の手 数料	17,700円
(29)および(30) 省略	

注 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。
別表第54から別表第67まで 省略
別表第68

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料	
区分	金額
(1) 省略	省略
(2) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建 築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2 項の規定による申出がない場合に限る。）に 対する審査の手数料	

部外品の試験検査に係るものである場合 (7) 無菌医薬品または一般医薬品の試験検 査に係る調査であるとき。	13,400円
(4) 医薬部外品の試験検査に係る調査であ るとき。	13,400円
(25)の2の3 省略	
(25)の3から(27)まで 省略	
(28) 政令第80条第3項第4号の規定に基づく 法第40条の2第7項に規定する修理区分の変 更または追加の許可の申請に対する審査の手 数料	17,700円
(29)および(30) 省略	

注 この表の金額の欄に掲げる金額は、1件についての金額とする。
別表第54から別表第67まで 省略
別表第68

都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料	
区分	金額
(1) 省略	省略
(2) 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建 築物新築等計画の認定の申請（法第54条第2 項の規定による申出がない場合に限る。）に 対する審査の手数料	

ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合

(7) (イ)に掲げるもの以外のもの

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	237,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)
b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	375,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、31,000円)
c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	529,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円)
d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	648,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、129,000円)
e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、162,000円)
f 床面積の合計が25,000平方メートル	868,000円(評価書面の添

ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合

(7) (イ)に掲げるもの以外のもの

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	237,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	292,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円)
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	375,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、31,000円)
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	529,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円)
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	648,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、129,000円)
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	763,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、162,000円)
g 床面積の合計が25,000平方メートル	868,000円(評価書面の添

以上50,000平方メートル未満のもの	付がなされたものにあつては、201,000円)
g 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,079,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、279,000円)
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	93,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)
b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	151,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、31,000円)
c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	239,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円)
d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、129,000円)
e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円(評価書面の添付がなされたものにあつ

以上50,000平方メートル未満のもの	付がなされたものにあつては、201,000円)
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,079,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、279,000円)
(イ) モデル建物法の評価によるもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	93,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円)
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	116,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円)
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	151,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、31,000円)
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	239,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円)
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、129,000円)
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	371,000円(評価書面の添付がなされたものにあつ

	ては、162,000円)
f 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	434,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、201,000円)
g 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	559,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、279,000円)
イおよびウ 省略	
(3)から(6)まで 省略	

	ては、162,000円)
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	434,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、201,000円)
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	559,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、279,000円)
イおよびウ 省略	
(3)から(6)まで 省略	

注 省略
別表第69
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料

注 省略
別表第69
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料

区分	金額
(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この表において「法」という。)第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料 ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途以外の用途に供するものである場	

区分	金額
(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この表において「法」という。)第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料 ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途以外の用途に供するものである場	

合

(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	235,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	373,000円
c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	527,000円
d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円
e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	761,000円
f 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	866,000円
g 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,077,000円

(イ) モデル建物法の評価によるもの

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	91,000円
-------------------------	---------

合

(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	235,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	373,000円
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	527,000円
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	761,000円
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	866,000円
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,077,000円

(イ) モデル建物法の評価によるもの

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	91,000円
-------------------------	---------

b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	149,000円
c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	237,000円
d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	308,000円
e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	369,000円
f 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	432,000円
g 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	557,000円
イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途に供するものである場合 (7) (イ)に掲げるもの以外のもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	25,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以	45,000円

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	114,000円
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	149,000円
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	237,000円
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	308,000円
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	369,000円
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	432,000円
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	557,000円
イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途に供するものである場合 (7) (イ)に掲げるもの以外のもの	
a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	25,000円
b 床面積の合計が300平方メートル以	33,000円

上2,000平方メートル未満のもの

c 床面積の合計が2,000平方メートル 103,000円

以上5,000平方メートル未満のもの

d 床面積の合計が5,000平方メートル 150,000円

以上10,000平方メートル未満のもの

e 床面積の合計が10,000平方メートル 185,000円

以上25,000平方メートル未満のもの

の

f 床面積の合計が25,000平方メートル 228,000円

以上50,000平方メートル未満のもの

の

g 床面積の合計が50,000平方メートル 315,000円

以上のもの

(イ) モデル建物法の評価によるもの

a 床面積の合計が300平方メートル未 21,000円

満のもの

b 床面積の合計が300平方メートル以 40,000円

上2,000平方メートル未満のもの

c 床面積の合計が2,000平方メートル 96,000円

上1,000平方メートル未満のもの

c 床面積の合計が1,000平方メートル 45,000円

以上2,000平方メートル未満のもの

d 床面積の合計が2,000平方メートル 103,000円

以上5,000平方メートル未満のもの

e 床面積の合計が5,000平方メートル 150,000円

以上10,000平方メートル未満のもの

f 床面積の合計が10,000平方メートル 185,000円

以上25,000平方メートル未満のもの

の

g 床面積の合計が25,000平方メートル 228,000円

以上50,000平方メートル未満のもの

の

h 床面積の合計が50,000平方メートル 315,000円

以上のもの

(イ) モデル建物法の評価によるもの

a 床面積の合計が300平方メートル未 21,000円

満のもの

b 床面積の合計が300平方メートル以 28,000円

上1,000平方メートル未満のもの

c 床面積の合計が1,000平方メートル 40,000円

以上2,000平方メートル未満のもの

d 床面積の合計が2,000平方メートル 96,000円

<p>以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル</p> <p>以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</p> <p>g 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</p>	<p>143,000円</p> <p>177,000円</p> <p>219,000円</p> <p>303,000円</p>	<p>以上5,000平方メートル未満のもの</p> <p>e 床面積の合計が5,000平方メートル</p> <p>以上10,000平方メートル未満のもの</p> <p>f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</p> <p>g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</p> <p>h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</p>	<p>143,000円</p> <p>177,000円</p> <p>219,000円</p> <p>303,000円</p>
<p>(2) 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査の手数料</p> <p>ア 法第29条第3項に規定する申請建築物(以下この表において「申請建築物」という。)または同項に規定する他の建築物(以下この表において「他の建築物」という。)の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合</p> <p>(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未</p>	<p>235,000円(評価書面の添</p>	<p>(2) 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査の手数料</p> <p>ア 法第34条第3項に規定する申請建築物(以下この表において「申請建築物」という。)または同項に規定する他の建築物(以下この表において「他の建築物」という。)の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合</p> <p>(ア) (イ)に掲げるもの以外のもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未</p>	<p>235,000円(評価書面の添</p>

<u>満のもの</u>	<u>付がなされたものにあつては、12,000円)</u>
b <u>床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	373,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、29,000円)
c <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	527,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円)
d <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	646,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円)
e <u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	761,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円)
f <u>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	866,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、199,000円)
g <u>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	1,077,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、277,000円)

<u>満のもの</u>	<u>付がなされたものにあつては、12,000円)</u>
b <u>床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの</u>	290,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円)
c <u>床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	373,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、29,000円)
d <u>床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	527,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円)
e <u>床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u>	646,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円)
f <u>床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u>	761,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円)
g <u>床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの</u>	866,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、199,000円)
h <u>床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</u>	1,077,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、277,000円)

37

(イ) モデル建物法の評価によるもの

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	91,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円)
b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	149,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、29,000円)
c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	237,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円)
d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	308,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円)
e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	369,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円)
f 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	432,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、199,000円)
g 床面積の合計が50,000平方メートル以上	557,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、237,000円)

(イ) モデル建物法の評価によるもの

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	91,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円)
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	114,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円)
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	149,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、29,000円)
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	237,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円)
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	308,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円)
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	369,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円)
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	432,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、199,000円)
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上	557,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、237,000円)

ル以上のもの

付がなされたものにあつては、277,000円)

イおよびウ 省略

(3) 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査の手数料

(2)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第30条第2項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該申請建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額

(4) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査の手数料

(2)の項の規定により算定して得られる金額(法第29条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、4,700円)

ル以上のもの

付がなされたものにあつては、277,000円)

イおよびウ 省略

(3) 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(法第35条第2項の規定による申出がある場合に限る。)に対する審査の手数料

(2)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第35条第2項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該申請建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額

(4) 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出がない場合に限る。)に対する審査の手数料

(2)の項の規定により算定して得られる金額(法第34条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあつては、4,700円)

(5) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査の手数料

(4)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該申請建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額

(5) 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請（同条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出がある場合に限る。）に対する審査の手数料

(4)の項の規定により算定して得られる額に、当該認定の申請について法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出がなかつたとしたならば、当該申請建築物について、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の確認または同法第18条第2項の規定による建築物の計画の通知に対する審査を受けるために納付すべき手数料として別表第43の規定により算定して得られる額を加算した金額

(6) 法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の手数料
ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合

(6) 法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査の手数料
ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合

40

(7) (イ)に掲げるもの以外のもの

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	235,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円)
b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	373,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、29,000円)
c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	527,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円)
d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円)
e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	761,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円)
f 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	866,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、199,000円)
g 床面積の合計が50,000平方メートル以上	1,077,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、199,000円)

(7) (イ)に掲げるもの以外のもの

a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの	235,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円)
b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	290,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円)
c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	373,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、29,000円)
d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	527,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円)
e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	646,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円)
f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	761,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円)
g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	866,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、199,000円)
h 床面積の合計が50,000平方メートル以上	1,077,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、199,000円)

ル以上のもの

添付がなされたものにあ
つては、277,000円)

(イ) モデル建物法の評価によるもの

a 床面積の合計が300平方メートル未
満のもの 91,000円 (評価書面の添付
がなされたものにあつて
は、12,000円)

b 床面積の合計が300平方メートル以
上2,000平方メートル未満のもの 149,000円 (評価書面の添
付がなされたものにあつ
ては、29,000円)

c 床面積の合計が2,000平方メートル
以上5,000平方メートル未満のもの 237,000円 (評価書面の添
付がなされたものにあつ
ては、81,000円)

d 床面積の合計が5,000平方メートル
以上10,000平方メートル未満のもの 308,000円 (評価書面の添
付がなされたものにあつ
ては、127,000円)

e 床面積の合計が10,000平方メート
ル以上25,000平方メートル未満のも
の 369,000円 (評価書面の添
付がなされたものにあつ
ては、160,000円)

f 床面積の合計が25,000平方メート
ル以上50,000平方メートル未満のも
の 432,000円 (評価書面の添
付がなされたものにあつ

ル以上のもの

添付がなされたものにあ
つては、277,000円)

(イ) モデル建物法の評価によるもの

a 床面積の合計が300平方メートル未
満のもの 91,000円 (評価書面の添付
がなされたものにあつて
は、12,000円)

b 床面積の合計が300平方メートル以
上1,000平方メートル未満のもの 114,000円 (評価書面の添
付がなされたものにあつ
ては、18,000円)

c 床面積の合計が1,000平方メートル
以上2,000平方メートル未満のもの 149,000円 (評価書面の添
付がなされたものにあつ
ては、29,000円)

d 床面積の合計が2,000平方メートル
以上5,000平方メートル未満のもの 237,000円 (評価書面の添
付がなされたものにあつ
ては、81,000円)

e 床面積の合計が5,000平方メートル
以上10,000平方メートル未満のもの 308,000円 (評価書面の添
付がなされたものにあつ
ては、127,000円)

f 床面積の合計が10,000平方メート
ル以上25,000平方メートル未満のも
の 369,000円 (評価書面の添
付がなされたものにあつ
ては、160,000円)

g 床面積の合計が25,000平方メート
ル以上50,000平方メートル未満のも
の 432,000円 (評価書面の添
付がなされたものにあつ

<p>の g 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</p> <p>イおよびウ 省略</p>	<p>ては、199,000円)</p> <p>557,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、277,000円)</p>	<p>の h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの</p> <p>イおよびウ 省略</p>	<p>ては、199,000円)</p> <p>557,000円 (評価書面の添付がなされたものにあつては、277,000円)</p>
(7)および(8) 省略	省略	(7)および(8) 省略	省略
<p>注 省略</p> <p>別表第70 省略</p>		<p>注 省略</p> <p>別表第70 省略</p>	